東山動植物園内で以下の撮影を行う場合、許可申請が必要になることがあります。 (都市公園行為許可)許可を得て撮影する場合、行為許可使用料が発生します。

	坦思山家 <i>(</i> 例)
	撮影内容(例)
	・映画、ドラマ、書籍等の制作を目的とするもの
	・販売を目的とする写真や動画を撮影するもの
許可申請が <b>必要</b> な撮影	・収入を得るためにSNSへ掲載することを目的とするもの
・商業目的の撮影※	・広報用パンフレット、カタログ、企業または商品の広告、CM
・場所を独占利用するもの	等の制作を目的とするもの
(宗節庵での撮影等)	・撮影業者が婚礼や成人式用等の撮影を業として行うもの
	・人物モデル等を囲んで撮影する等の場所の一部独占利用があ
	る撮影会
許可申請がいらない撮影	・個人的に撮影する写真や動画
	・動物や植物などを被写体とし、分散して撮影する撮影会
撮影できないもの	・動画の生配信(他のお客様が特定できる状態での撮影行為)
	・ドローンを使用した撮影
	・コスプレ撮影会(過度な露出、フルフェイスマスク等の動物に
	悪影響を及ぼすもの)

※「職業又は業務として撮影を行う者」が「職業又は業務として撮影行為を行うこと」

## 行為許可申請の手続きの流れ

- 1 東山総合公園管理課(052-782-2111)にご連絡いただき、撮影内容をご相談ください。
- 2 申請の受付期間内(撮影希望日の属する月の3か月前の1日から撮影希望日の10日前まで)に、東山総合公園事務所で申請手続きを行います。撮影の企画書やスケジュールなどをご準備いただき、事務所までお越しください。
- 3 申請後、撮影許可がおりましたら、後日郵送で許可証と行為許可使用料の納付書をお渡 ししますので、銀行等で使用料をお支払いください。(使用料は撮影内容によって異なり ます。)